

## フィルタリング利用の徹底を

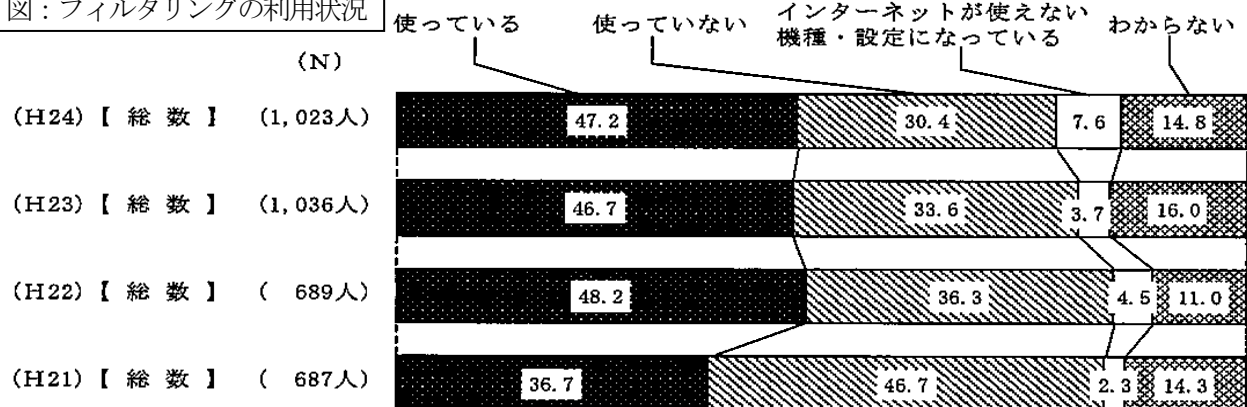
= 「青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」 より = ~内閣府~

内閣府は3月28日、「青少年のインターネット利用環境実態調査」の調査結果を公表した。本調査は、18歳未満の青少年及びその保護者を対象として、インターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等を用いてのインターネットの利用状況、フィルタリングの認知及び普及の状況並びにフィルタリングの改善ニーズ等を調査し、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」【下記参照】の実施状況のフォローアップのための基礎データを得ることを目的として、平成21年度より実施されている。

18歳未満の青少年がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等について、民間事業者にフィルタリングの提供等が義務付けられるとともに、保護者に対しては、その保護する青少年に適切にインターネットを利用させる責務等が課せられたもの。平成21年4月1日施行。

本調査で「携帯電話を持っている」（「自分専用の携帯電話」と「家族と一緒に使っている携帯電話」を合わせたもの）と回答した青少年が54.8%と半数を超え、平成21年度以降徐々に増加している。学校種別にみると、小学生では27.5%、中学生では51.6%、高校生では98.0%で、特に高校生はそのほとんど（97.6%）が自分専用の携帯電話を持っている。また、「携帯電話を持っている」と回答した青少年の中で、携帯電話のフィルタリングを利用しているのは47.2%で、「青少年インターネット環境整備法」が施行された翌年に11.5%増加したものの、その後は大きな変化は見られない【図参照】。さらに、フィルタリングを利用していない青少年は、回答者全体で見ると減少しているが、学校種別で見ると、学年が上がるにつれて増える傾向にあり、高校生では40%を超える。

図：フィルタリングの利用状況



<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h24/net-jittai/pdf-index.html>

インターネット利用でトラブルに遭った青少年は、パソコンよりも携帯電話での利用時の方が圧倒的に多く、学校種が上がるほど増えている。これは、携帯電話の方が気軽に利用できる反面、保護者にその利用状況が見えにくいことや、学校種が上がるほどフィルタリングを利用していない青少年が多いこと等が理由として考えられる。また、「子供を信用している」「特に必要を感じない」といった理由で、子供の携帯電話にフィルタリングを利用しない保護者が依然として見られる。全日教連は、児童生徒が少しでもネットトラブルに巻き込まれないようにするために、保護者に対してインターネット利用の危険性やフィルタリングの必要性、重要性についての啓発をより徹底するよう、関係諸機関に働きかけていく。